

今こそ大同を —誰のためのガバナンス改革か—

学校法人ガバナンス改革会議委員、一般社団法人Qラボ代表理事 **松本 美奈**

1. 誤解で始まる混迷

学校法人制度の抜本的改革を目指して文部科学省が設けた「学校法人ガバナンス改革会議（以下、改革会議）」の報告書が大きな波紋を広げている。昨年暮れ、文科大臣に提出されたものの、それに沿う改革の動きが出るどころか、同省が別の会議体に改革案の再審議を求める異例の展開に。発火点は、法人の「評議員会」を「最高監督・議決機関」と位置づけ、理事の選任・解任権を委ねた点だろう。これに私学側が現状無視の乱暴な「格上げ」と猛反発し、政界も取り込んで巻き返しに出たことが混乱の背景にある。問題は、私学経営者ら反対勢力が案文をきちんと解釈せず、評議員会の「監督機関化」をいたずらに嫌悪していることだ。その主張に乗った新聞など大手メディアもが、「評議員は学外者だけ」「経営も担う」といった間違った内容の社説まで掲げる事態となり、年明けの段階で、改革の行方はようとして知れない。

「監督・監視と執行の分離」はガバナンス（統治）の基本。どんなに優秀な経営者でも、第三者になりきって自分の行動を監督・監視するのは無理だ。日本国も三権分立を貫いている。その原則の徹底がなぜ、私学経営の世界では受け入れられないのか。ましてや、日本大学理事長の脱税事件など私学のガバナンスのありように批判が集まっている中であって…。改革会議の構成メンバーの一人と

career

MATSUMOTO Mina ●



ジャーナリスト、上智大学特任教授、帝京大学客員教授、一般社団法人Qラボ代表理事。1986年、慶應義塾大学法学部卒業。読売新聞記者として、偏差値や知名度頼りではない進路選択を目指した「大学の實力」調査を10年間担当。2019年、独立。著書に「異見交論 崖っぷちの大学を語る」（事業構想大学院大学）、共著に「大学の實力」（中央公論新社）、「特別の教科道徳 Q & A」（ミネルヴァ書房）、「道徳の時代が来る」（教育出版）など。社会保険労務士。

してこれまでの経緯を振り返り、一考を加えてみたい。本稿は会議を代表してではなく、私見に基づいていることをお断りしておく。

「学校法人ガバナンス改革会議」設置趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づいて、公益法人として各種免税等税制上の優遇を受けることにより、国民から隠れた補助金（tax expenditure）を享受する学校法人制度について、社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度の改革を踏まえ、それらと同等のガバナンス機能が確実に発揮できる制度改革のため、文部科学大臣直属の会議として文部科学事務次官決定により外部有識者で構成される会議を新たに設置し、学校法人ガバナンス改革案を策定する。検討結果は、他の審議会を経ずに直接大臣に報告する。

学校法人改革を盛り込んだ「骨太の方針」

〈2019年6月21日〉

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団法人・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

〈2021年6月18日〉

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、年内に結論を得、法制化を行う。

2. 波乱含みの改革会議経緯 ▼

改革が本格的に動き出したのは2019年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)が閣議決定されてからだ。その5か月前には、文科省に設けられた大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の小委員会が「学校法人の改善方策」を公表している。経営破綻への対応も想定し、監事機能や評議員会機能の「充実」、積極的な情報公開などを打ち出す内容だったが、政府は不十分と受け止めたようだ。方針に基づき、翌2020年には文科省に方策を深めるための有識者会議が設けられ、2021年3月、ガバナンス改革の方向性を示す報告書を出した。内容の柱に「評議員会のチェック・監督機能の強化」があり、それを具体的に私学法改正案に練りあげていくのが、今回の改革会議の使命だった。

ところが、方針に示された期限は2021年内と与えられた期間は極めて短く、論点は山積している。有識者会議と重任の委員が4人いるとはいえ、これまでの議論をじっくり振り返っている時間はない。議論を迅速に進めるため、初回会合で座長

は補佐2人を指名し、そのうちの1人が筆者だった。最大の眼目は「議論を後戻りさせない」。そこで筆者は毎回、私学法や関連法の条文と議論の内容、会議での合意事項をまとめた表を逐一作成し、会議に示すとともに文科省のホームページに掲載して経過を明示していった。

期せずして、会議と並行する形で有名私学の中核に司直の手が入った。東京地検特捜部による日本大学理事長(当時)の逮捕だ。大学の資金が容疑の脱税の原資に回ったとされ、まさにガバナンス問題と直結する。議論は熱を帯びた。

3. 再編・統合時代のガバナンス ▼

そもそも、ガバナンスとは何だろう。内閣府の有識者会議が2020年12月に公表した報告書「公益法人のガバナンスのさらなる強化等のために」では、「ガバナンスが効いている状態」として三つの要素を挙げている。

1. 法令遵守は当然の前提。自らに相応しい規範を定め、明らかにし、これを守る。
2. 法人の担い手全員が、それぞれの役割を適切に果たしていると認められるよう常に行動し、求められた場合には自己の行動について法人の内外において説明責任を果たしている。
3. 不祥事の予防・発見・事後対応の仕組みが確立されている。

これらを踏まえ、改革会議に提示する論点整理には毎回、議論の軸をこう書き込んだ。

「目的：監督・経営を分離する。経営陣の利益相反・自己監視を排除する。税制優遇を受ける学校法人にふさわしい体制を構築する」

私学は歴史的に特異な存在として位置づけられてきた。宗教教育が認められ、義務教育段階であろうと授業料も徴収できる。だからと言っ

て、自分勝手に許されるわけがない。少子化で再編・統合の大波に直面している今だからこそ逆に、監視機能が働く自律的な法人経営が求められるはずだ。

日本私立学校振興・共済事業団の調査によると、2021年春時点で私立大学の入学定員充足率は99.8%、定員割れの大学は前年比93校増の277校、全体の46.4%と半数近くを占めた。1999年度から毎年実施のこの調査で、入学定員が100%を切ったのは初めてという。小規模校ほど充足率は低い。18歳人口の減少に歯止めがきかず、2021年度の114万人が2040年度には88万人になると推計されている。

私立大学の経営は受験料や入学金・授業料に頼り、少子化は経営を直撃する。一方の大学数は4年連続で増え、2021年度は過去最高の619校に。経営は苦しくなるばかりだ。

先述の大学設置審小委員会は経営破綻を回避するために、文科省や私学事業団が「連携・統合の推進と経営改善に向けた指導」を強化すべきだとしている。だが、肝心なのは、個々の大学が自ら危機を予防し、回避する能力だろう。

破綻すれば、最も痛い目に遭うのは学生だ。転学支援や授業料返還……。誰がどう責任をとるのか。文科省や私学事業団がいかに躍起となっても、当の法人にガバナンスが効いていなければ、学生を守れない。破綻まで念頭に置いての小委員会の要請は、法人側にシステムとその運用のあり方を見直すべきと訴えていると、裏読みできる。

私立大学にいる学生は実はすでに、「ガバナンス不全」の割を食っていると断言していい。1975年に私立学校振興助成法が制定された際、国会で私学経常費の5割助成を求める付帯決議が出された。その流れで一時期は3割にまで増えたが、今や1割を切っている。「公の支配に属しない」教育への公金支出を禁じた憲法89条を政治的にねじ伏せた形で助成は続けられているものの、腰の

入った助成とは遠いのが実情だ。これについて財務省幹部に質すたびに、次のように返される。

「私学はガバナンス不全で、国民から預かっている貴重な血税を投入できない」

「セグメントに分けた財務管理もできていない」

「情報公開も進んでいない」

そんな不信感の下で不祥事が起きれば、直ちに「氷山の一角では」と疑念のまなざしを向けられる。そうした現実を私学関係者はどのように受け止めているのか。

結果として、国立大学と私立大学の学生とでは大きな格差が生じる。税金投入の多寡を見れば明らかだ。2021年度の86国立大学への運営費交付金総額は1兆790億円、対して619私立大学へは2,975億円。学生一人当たりで試算すると、国立大学の学生には私学の13倍の税金が投じられていることになる。あえて「教育立国」という古い言葉を持ち出してみる。設置者が国か私人かの違いで、将来を担う人々への「投資」にこれだけの格差が生じていいのだろうか。

ただ一納税者の立場でみれば、財務官僚の言い分には説得力がある。教育の充実のために使われないかもしれないガバナンス不全大学に税金を投じてほしくはない。逆に言えば、財務官僚を納得させられる健全ガバナンス大学であればいいのだ。新たに始まるというポスト改革会議の議論の方向次第では、うまくその格差を埋められるかもしれないと楽天的に期待したりもする。

さて、本論に戻る。すんなりと文科大臣、文科省に受け入れられなかった今回の報告書に関しては、誤解に基づく批判も少なくない。この際、いくつか釈明しておきたい。

4. 評議員会が経営する？ ▼

改革会議で最も重視したのは前述した「監督・

表1 ガバナンス新旧比較表 主な論点（文科省資料をもとに筆者作成）

		私学法	有識者会議	改革会議
評議員	位置付け	諮問機関（議決機関にもできる）		最高監督・議決機関
	議決事項	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の責任免除、退職慰労金等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事・監事の選任・解任。 ・運営の重要事項について議決を行う。 ・重要事項（中期計画、寄附行為の変更、合併、解散、役員報酬変更基準など）は評議員会の同意、承認等の議決を要する。 ・決算・事業実績は評議員会が承認の議決を行う。 ・評議員による評議員会の招集請求や議題・議案提案を可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事・監事・会計監査人の選任・解任。 ・重要事項について議決する。 ・学校法人や第三者に対する損害賠償責任を負う。 ・評議員による評議員会の招集請求、議題・議案提案は可能とする。 ・評議員会の議決事項を理事会等が代わりに決定できるとした寄附行為の定めを無効とする。
	資格要件	教職員、卒業生、その他寄附行為で認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員のうちから理事が選任される場合、選任にあたり評議員の辞任を求める。 ・学内関係者の割合に上限を課し、段階的に引き下げる。 ・監視局面では理事兼務者の議決権の除斥を求め、兼務禁止に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現役の教職員、理事は評議員から除外する。 ・元理事、元教職員は可能（退任・退職後5年経過していること）。 ・各役員・各評議員の親族・特殊関係者は排除する（事実上の婚姻関係、雇用関係等にも着目）。 ・特定の団体・法人の関係者が多数を占めないようにする。
	選任解任	理事長が選任	<ul style="list-style-type: none"> ・理事による評議員の選解任は認めない。 ・各役員・評議員の親族・特殊関係者は、評議員就任を禁じる。 ・解任の訴えの仕組みを整備し、大臣の解任勧告の対象に評議員を加える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・理事による選任は無効とする。 ・選任・解任の透明性（情報開示）を担保。選定した理由とそのプロセスを公開する。 ・評議員は「相互監視」とする。 ・評議員の解任事由を定めるとともに、評議員会に解任権限を与え、所轄庁の解任勧告の対象とする。
理事会	職務	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務を決定（最高執行機関）。
事業報告書、財務諸表の情報公開		<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを通じた公表（大臣所轄法人のみ）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事所轄法人の公表についても検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通のフォーマットで共通のプラットフォームにて公表。 ・セグメントに分けての記載。
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・法人規模等に応じ、会計監査の義務付け。 ・特別背任、目的外投機取引、贈収賄、不正認可取得の罰則を導入。 ・寄附行為の用語はわかりやすい用語にするよう改めて検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為を「定款」に改める。 ・「会計監査人の設置」と「内部統制システム」の義務化。 ・監事は、実質的に支配する子法人の業務・財産の状況も調査することができる（連結・実質支配グループについて対象とする）。

監視と執行の分離」で、その実現のために、評議員会と理事・理事会の関係を整理した。人事を通じたガバナンスの実現を目指したのだ。そして最も注目を集め、誤解されたのも、この部分だった。報告書には、次のように記されている。

「評議員会を最高監督・議決機関とする」

「現役の理事や職員との兼任は認めない」

この二つが相まって、「学外者が評議員となって経営する」と誤解され、広まってしまった。まずは前者の議論経過を追う。

評議員会は、現私学法では「諮問機関」の扱いだが、重要事項の議決もできる機能が担保されている。現実には、そこで否決される例はほとんどないことが、2018年の私学事業団の調査でわかっている。

評議員会が法人の必置機関に定められたのは、私学法制定時の1949年。終戦翌年、総理直轄で作られた教育刷新委員会が「開かれた民主的な学びの場」の実現を構想し、経営監視を目的に設置したとされる。ところが現状は、法人理事長までが評議員を兼務するような緩い慣行が目立ち、「内輪の監督・監視ごっこ」のような側面が否めない。

この建て付けは、学校法人を守るという観点からは危うい。2021年に実刑判決を受けたある学校法人理事長の横領事件はその一例で、理事長が選んだ理事が兼任する評議員には止められなかった。むしろ、理事会に対する監督・監視機能は果たせない。

改革会議の前身、有識者会議もそうしたケースが横行する現状に問題意識を持ち、報告書では、評議員会に「運営の重要事項について議決を行う」権限を持たせるとしている。「チェック・監督機能のさらなる強化のため、役員（筆者注：理事と監事）の選解任を行う」とも。今回同様、人事権の掌握をガバナンス向上に生かそうと目論んだ。

改革会議ではさらに一步進め、「最高監督・議決機関」と位置づけた。有識者会議の方針を踏襲し、「理事・監事・会計監査人の選任・解任を行う」とも書き込んだ。いずれにせよ、すでに打ち出されている考えの延長上にあり、今になって大騒ぎになるのは不可思議でもあった。

反省点があるとすれば、「最高監督・議決機関」という表現だろうか。「最高」の持つ刺激的な響きが「評議員会が経営する」と受け取られる呼び水となってしまった。改革会議で、経営は理事会の職務であるという点に関して異論が出たことはなく、それを評議員会の下に置く発想も採用してはいない。理事会から出された事業計画など重要事項に対して「同意・承認等の議決」を行うに過ぎない。「最高監督機関」であって「最高議決機関」ではないのだ。この点、少し曖昧だったのは否めない。

5. 評議員会は学外者のみ？ ▼

次に、「評議委員会が経営する」と抱き合わせで問題視された「評議員は学外者のみ」は、報告書の「現役の理事・職員の兼任を認めない」の文言が誤解された。勘ぐれば、曲解された。

報告書の表紙、目次、委員名簿まで含めトータル14ページのどこを探しても、「評議員は学外者のみ」という記載や、それを窺わせる表記はないのだ。理事、職員との兼任については、先の有識者会議も監督・監視機能の面から問題視していた。けれども、いつしか「学外者が評議員として経営する」にすりかえられた。そうであれば、確かに無茶な話で反対世論を喚起しやすい。案の定、新聞社説にまで引用され、非難される事態となった。筆者は前職の読売新聞記者時代から全国の大学を取材し、多くの知己を得た。その一人から「松本は気が狂ったと噂されている」と聞かされたのは、この「意識」に端を発していたようだ。

これらの誤解、曲解の根底には、現状の評議員会を念頭に置いた現実論と、大学人の矜持から来る感情論があると思う。今回報告書で、評議員には善管注意義務を課し、法人や第三者に対する損害賠償責任を負わせることにした。従来の「ほとんど否決しない」評議員会とは、権限も責任も異なる。私学側から出された批判の中心は、「こんなことを担える人がどこにいるのか」という現実論だった。

現在、評議員を「ただ」か「お車代」程度で依頼している大学は少なくないようだ。職務の実態は軽く、名誉職として就任争いまで起こる大学もあるから、それでも引き受けてくれるのだろう。本来は重いはずの職務をただ同然で押し付けること自体が問題ではないか。報告書には、評議員の人数を現私学法の「理事の定数の2倍を超える数」（第41条）から「最低3人以上」に引き下げるよう盛り込んだ。今は、100人を超える評議員を擁する大学もある。評議員を単なる名誉職ではなく、法人の理念と現状を理解し、最善を尽くしてくれる人と位置づけ活用を図るなら、人材を厳選する必要がある。当然、それなりの報酬も支払うべきだ。

改革が先行する公益財団法人では、「評議員選定委員会」を設けている。ボランティア育成・支援が目的の著名な財団では、監事や財団の事務職員、外部委員で構成する選定委員会で評議員を決める。

学校法人も、ただ現状を訴えて踏みとどまっている場合ではないはずだ。

6. 教育の視点を欠いている？ ▼

もう一つの感情論。これはかなり根深い。「学外者に何がわかるんだ」。多くの大学人がそう口にする。個別の教育理念に基づくそのプライドは尊いし、気持ちは理解できなくはない。けれども、

改革会議の眼目は、学校法人が教育の責任を十分に果たせる状況の実現にあり、そのためにガバナンス改革が不可欠と考えているということだ。思いを、報告書前文の結びの一文から読み取ってもらえないだろうか。

「文部科学大臣におかれては、本提案を受け、学校法人が教育・研究等の責任を十分に果たする状況を実現するため、遅滞なく関係法令の改正を行い、早期に強固かつ実効性のある学校法人ガバナンス体制を再構築することを要望するものである」

何でもない一文のようだが、策定には改革会議で時間をかけた。大学生の8割弱を育てる教育機関が責任を全うできるような法案にしたいと切に願ったからだ。

その教育への責任の観点から、評議員会に血を通わせる方法の一つに学生の登用があると個人的には考えている。現行法でも、学校法人が「学生の意見を反映させたい」と望めば、学生評議員は実現できる。飛び入学でもしない限り18歳以上、選挙権も持つ立派な大人で学費も支払っている。大事なステークホルダーなのだ。

欧米では、私立学校法の評議員よりはるかに重い権限を学生に委ねている。例えば国際的な大学ランキング上位の常連、米カリフォルニア大学（UC）の理事26人のうち1人は必ず学生だ。州知事は理事選出の際、「助言委員会」に相談しなくてはならないが、委員会メンバーにも学生がいる。UCは日本の大学とは全くスケールが違う。10の総合大学、5つの学術医療センター、3つの研究所を抱え、年間予算は約3兆8千億円。日本の86国立大学法人の全体財政規模（約3兆1千億円）を超えている。州民の誇る大学だから、理事には著名な企業の経営者や慈善団体の代表らそうそうたるメンバーが並び、理事会は州憲法で「組織と管理に関する全権を持つ」と定められている。その1人として学生が並ぶのだ。

州からの公的補助は経常費の約1割で、日本の私学とほぼ同じ。検討の余地はあるだろう。

7. 監事がしっかりしているのだから、改革は不要？ ▼

報告書には、評議員会による監事の任用も盛り込んだ。2004年改正前の私学法では、監事の任期や選任、解任の手続き等が明記されていなかった。寄附行為に委ねられ、理事長や理事が監事を指名していた。それは不適切とされ、改正で「評議員の同意を得て、理事長が選任する」とされた。それをもう少し進めて、選任・解任そのものを評議員会に委ねた。いくら監事の権限を充実させても、選任・解任の権限を監視される側に委ねている限りは、日大事件のような不祥事は避けられないからだ。

ただ、いかに監視・監督の権限を執行から分離し強化しても、不祥事の100%防止はできない。防止の効を上げるうえで社会の目も機能するように、学校法人の事業活動実態、業務の状況に関する情報開示を拡充することも、報告書には入れた。

現在は、各法人がそれぞれの書式で財務情報や事業報告書を作成している。事務所に紙のファイルで保管する法人があれば、ホームページに記載するところもある。公表の仕方は様々だ。

そこで共通プラットフォームを作り、統一フォーマットで掲載してもらうよう、報告書で要請した。比較可能な形で掲載することで、法人関係者が自分たちの状態を客観的に把握できるようになるだろう。財務情報については、学校や附属施設などのセグメントに分けて記載することとした。これも法人関係者自身の経営状態のチェックに役立つのではない。

報告書の何項目かが実現するよう祈っている。

8. ガバナンスが問われているのは学校法人だけか ▼

減り続ける若者世代。それゆえに、個々の能力向上に期待する産業界の声は高い。経団連は2021年3月にまとめた提言で「Society5.0で求められる人材」の資質として、「リテラシー」「論理的思考力と規範的判断力」「課題発見・解決力」「未来社会の構想・設計力」を求めた。実現のため、大学に「少人数、双方向型のゼミや実験、PBL型教育、海外留学体験などを拡充」するよう要望している。一方で、グローバル化した大企業内では、「手間のかかる日本人学生を転勤させるより、現地採用で十分」といった「日本の学生不要」論もある。

経団連に先立ち、経済同友会は2018年、「私立大学の撤退・再編に関する意見」を公表した。持続性に疑義のある大学の温存が、質の高い教育を行なっている大学等を含む高等教育全般の質を下げる恐れがあると見て、私立大学の経営改革を迫っている。

そうした中でのガバナンス改革なのだ。それだけに、今回の関係者の反応は理解に苦しむ。特に文科省だ。

改革会議に対し、文科省は検討事項例として「(評議員の) 理事・教職員との兼職禁止」などを挙げていた。にもかかわらず、私学が与党議員まで巻き込んで反発すると急遽、「(報告書を) パブリックコメントに付す」と提案してきた。パブリックコメントは行政機関が政令等を定める際に意見を公募する制度であり、改革会議の報告書は、別掲の設置趣旨からいっても全くの対象外だ。委員の反対で撤回すると、今度は大臣にとりつがない作戦に出た。果ては「座長が(執務時間外の)午後5時半、1人で議員会館に持ってきてほしい」と申し入れたという。最終的には大臣室で受け取ったものの、別の会議体に改めて審議を委ねた。

文科省は一体、私学行政をどうしたいのだろうか。関係者によると、かつての文部省に「私学行政はなかった」という。ありていに言えば「金も出さずに高等教育の人口を受け止める便利なところ」だったそうだ。流れを変えたのが、日本私学振興財団法（1970年）や私立学校振興助成法の制定だ。以降、指導、規制を強化する方向で法改正が続いている。

とはいえ、不祥事が起きた際の手立ては用意されていなかった。露呈したのは、学校法人堀越学園（群馬）問題だ。傘下の大学や専門学校がいずれも定員割れとなり、教職員の賃金未払いが始まり、料金滞納で電力供給も止まった。授業も行えないほどに経営状態が悪化し、一方で財務計算書類や大学設置認可申請書類の虚偽記載などが次々と発覚した。

文科省は2004年ごろから問題を把握し、改善指導に当たっていたが、結局、2013年に解散命令を出すに至った。改善指導と解散命令しか、不祥事対応の手立てを持っていなかったのだ。文科省の報告によると、「理事会としてのチェック機能も有効に働かず理事の対立により法人としての意思決定すら困難な状況」にあった。その時点で、業務を執行する理事会にチェック機能を委ねることの危険性に気づかなかつたのだろうか。

この問題の反省から私学法に措置命令（第60条）が設けられたのは、翌2014年。学校法人が法令などに違反したり、運営が著しく不適正だったりした場合に、所轄庁（文科省、都道府県知事）が違反行為の停止や運営改善などの措置を取るよう命じることができると規定した。文科省は今回

の日大問題で措置命令を検討していると報じられている。適用されれば、初のケースとなる。どんな措置を取るのか、お手並み拝見ではある。

今回の報告書ではガバナンス論に終始し、不祥事の際の罰則強化を課題のまま残してしまった。ガバナンス向上には現行法の改革は避けて通れないが、法の過度な厳格化や細分化は、すでに法を遵守して経営している多くの誠実な学校法人には余計な負担となる。法改革はできるだけわかりやすく簡素なものにする。その一方で、実効性を高めるための罰則が必要と考えている。

文科省からの説明を受けた与党議員からは「報告書を撤回せよ」という厳しい声もあったと聞く。撤回権限のない文科省を責める時間とエネルギーがあるのなら、善良な法人を守り、悪徳法人を駆逐するための監督機能や罰則の強化について真剣に検討してもらいたい。

たとえガバナンス不全の国であっても、次世代を育てる義務は免れない。報告書に不満をぶつける学校法人にしても同じだ。小異を捨て、未来の日本のために学生を育てる、その一点で大同団結し、改革に取り組む時ではないだろうか。

学校法人ガバナンス改革会議報告書

https://www.mext.go.jp/content/20211209-mxt_sigakugy-000019385_1.pdf

【参考資料】

松坂浩史『逐条解説私立学校法 三訂版』学校経理研究会、2020

清水彩子『カリフォルニア大学のガバナンスと戦略』東信堂、2021